

第3回まちづくりルール庁内検討ワーキング会議録

日時 平成16年6月11日(金)13:30～17:30
 場所 保健センター2階会議室
 出席者 委員: 三好 稲葉 物見 本田 若杉
 事務局: 伊藤 原 西野 高田

1 開 会

＜事務局から資料提供＞

前回の会議で調査案件となっていた「公の施設」の範囲について整理する必要があったため、別添資料の提供を行った。

なお、公の施設の例示及び特性については下記のとおり。

○公の施設の例示

道路、河川、公園、運動場、学校、公民館、図書館、公営住宅、保育所、墓地、給水施設、下水道施設

○公の施設の特性

- ① 住民の利用に供するための施設
- ② 当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設住民の福祉を増進する目的で住民の利用に供するための施設
- ③ 普通地方公共団体が設ける施設
- ④ 普通地方公共団体が設けるもの

2 議 事

(1)まちづくり条例市民研究会の座長私案について

私案をもとに議論した内容は別添作業シートのとおり。(第2章第1節通則第8条、第2節審議会等、第3節パブリックコメント、第4節公聴会、第5節その他の市民参加手続、第3章市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進、第4章市民参加手続調査審議会、第5章雑則、附則(条文最後)まで検討を行った。)

○第8条 提出された意見の取り扱いについて

＜座長私案＞

第8条 市役所は、市民参加手続によって提出された意見等を実現の可能性を真摯に検討し、その意見を市の仕事に反映することができないかどうかを様々な角度から検討する。

2 市役所は、提出された意見等の検討を終えたときは、速やかに、次の事項を公表します。ただし、富良野市情報公開条例により、不開示情報が明らかになったときは、この限りではない。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見の検討経過
- (3) 提出された意見の検討結果
- (4) 検討結果の理由

＜主な意見＞

市民参加手続案件を市の仕事に反映することについて

・「市の仕事に反映する～」と書くと、市民参加の手続を行ったものは全て反映しなければならないというイメージにとられるのではないかと。反映できない場合もあり難しいのではないかと。

・検討結果の理由を示すことで反映できなかった場合の理由が明確になり、問題とはならないだろう。

・「反映することができないか」は「反映することができるか」という方が積極的な扱いになる。

＜検討結果＞

・「市の仕事を反映することができないか」は「市の仕事を反映することができるか」とする。

○第9条 公表の方法等について

＜座長私案＞

第9条 市民参加手続に関する事項を公表するときは、次のすべての方法によるものとする。この場合において、(3)に規定する方法での公表については、やむを得ない理由があるときは、事後に行うことができる。

- (1) 市役所本庁舎、各支所及び担当窓口での供覧又は配布による必要事項の全部公表
- (2) 市内に設置する掲示板への掲示による必要事項の全部又は概要の公表
- (3) 市広報誌への掲載による必要事項の全部又は概要の公表
- (4) インターネットを利用した必要事項の全部又は概要の公表

2 前項の規定にかかわらず、その市民参加手続に関する事項を周知すべき者に対し、効果的かつ確実に必要事項

を周知できる方法が別にあると認められるときは、別の方法で周知すれば足りる。

3 市役所は、市民参加手続に関する事項を公表したときは、併せて、報道機関への情報提供その他適切な方法により、公表した事項を市民に周知するよう努める。

<主な意見>

公表の範囲について

- ・「公表」とは、どの部分か？この条文は、参加手続の通則である。全ての参加手続にかかるのか。
- 例えば、審議会開催の議事録の公表→パブリックコメント実施内容の公表→提出された意見と検討内容の公表→結果の公表。
- ・「全部公表」又は「概要の公表」の違いは何か？議事録をテープおこしたもので必要となると膨大な資料を供覧することになる。供覧するもの大変になる。
- ・1ペーパーで結果が見られればいいのか。もっと詳しく知りたいとなれば、情報公開条例でも、資料を請求できる。
- ・気をつけなければならないのは、行政の思惑で操作されないようにすることが必要。

公表場所について(第1項)

- ・「(1)本庁舎」は、市民ロビーの行政情報コーナーになるが、市民にはあまり見られていないのではないのか。
- ・最低限として市民ロビー等、ここに行けば公表されているということ、市民も行政もお互いに認識しておくことも必要。市民は最低でもここにあるということがわかるだけでも(今より)良い。
- ・市民ロビーの行政情報コーナーは、ボックスファイルが並んでいるだけ。通常は本の背表紙などが目に入るので、手にとってみようかという気になる。現状では「読んでもらいたい」という気持ちが感じられない。
- ・ボックスファイルは、行政の内部事務。行政の都合を市民に押し付けている。
- ・「(2)市内に設置する掲示板」は、本庁舎前の掲示板以外をいうのだろう。公表のために別に掲示板が必要だろうか。
- ・昔、町内会で掲示板があった。その管理が大変だったと聞く。掲示板を別に設置すればその管理も必要になってくる。掲示板はあえていないのではないのか。公共施設の掲示板であれば、「(1)市役所本庁舎～」に盛り込める。
- ・市内の掲示については、大型スーパーなどの掲示板を活用せよなど、逐条解説で説明を加えれば構わない。
- ・全体を通して、公表場所を簡単に記載した方がいい。場所を明示する条文であって、全部公表等は必要ない。

公表の方法について(第2項)

- ・2項では、1項以外の別の方法としているが、パネル展により周知することを言っているのか
- ・「別の方法」とあるのはもっと特別なことではないか。個別周知(ビラや葉書で地域限定的なもの)のように、地域に限定されることではないか。
- ・コミュセンの建設場所については全市的な公表になるが、建物の内装配置等はその地区に限定して公表するもので構わない。
- ・逐条解説で、具体例をあげこの条文の解釈をする必要がある。(具体例:公園を作るとき～)

公表の方法について(第3項)

- ・報道機関に公表をお願いすることについては問題ない。報道してもらえるか否かは別としてやることでいい。

<検討結果>

- ・第1項(1)～(4)を以下のとおり公表場所について簡単に記載する。
- (1)市役所本庁舎、各支所、担当窓口及び公共施設での供覧・配布
- (2)市広報誌への掲載
- (3)市ホームページへの掲載

○ 第10条 市民参加手続の予定及び実施状況の公表について

<座長私案>

第10条 市長は、毎年度、その年度における市民参加手続の実施予定及び前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめ、これを公表する。

<主な意見>

市民参加手続の事前通知について

- ・市民参加手続を行う予定の公表はいつか？
- ・年度当初に公表するのが妥当だろう。市民側と市側の心構えに必要。
- ・4月に行うということは、次年度の事業予算に反映するもの。4月に「さあどうやって事業をすすめるか」では公表できなくなる。
- ・仕事のやり方が明らかに変わる。公表に間に合わないこともありうる。過渡期は、仕事にとりかかるのが遅くてごめんなさいという誤りの公表がでてくるかもしれない。
- ・大型事業については、何年もかけて意見集約できるが、今年実施している「次世代育成支援対策行動計画」の策定のように、国から今年策定と言われるものもあり、十分な意見集約ができない場合もある。
- ・市民にとっては、どの審議会に自分がやりたいのかを選択できる。10条はその程度のものではないか。

<検討結果>

- ・問題なし。

○ 第11条 法令又は他の条例との関係について

<座長私案>

第11条 この章の定めにより市民参加手続を行った場合に、法令又は他の条例の規定に反することとなるときは、その反する事項について、この章の規定は適用しない。

<主な意見>

- ・石狩市条例では「反することとなる限り」となっている。座長私案の「反する事項」では問題になるのことがあるのか？
- ・「反することとなる限り」となると、他の法令で「21日前公表」と規定、参加条例で「1ヶ月前公表」とされた場合、他の法令で、21日以降、15日や10日前の公表は違反となるが、1ヶ月前を違反と規定していないので、参加条例の規定が運用されることとなる。
- ・具体的な法令があるのか不明。
- (★ アドバイザーに質問:市道～他の法令で反する事項の具体例)

<検討結果>

- ・他の法令で反する事項となる具体例をもとに再検討。

○ 第12条 審議会等について

<座長私案>

第12条 市役所は、審査会、審議会、調査会その他の付属機関及びこれに類するものの委員には、正当な理由がある場合を除き、公募により選考された者を加える。この場合における公募及び選考の方法は、市役所がその都度定める。

2 前項に定めるものほか、市役所は、審議会等の委員の選考にあたっては、その男女比に配慮し、審議等に市民の多様な意見を聞くものとする。

3 市役所は、毎年度、審議会等毎に次の事項を公表するものとする。

- (1) 構成員の氏名、選任区分及び所属(団体名)
- (2) 公募により選考された構成員がいない場合は、その理由

<主な意見>

審議会等の含まれるものについて

- ・審議会等の説明が必要。「審査会、審議会、調査会その他の付属機関及びこれに類するもの(以下「審議会」という)」
- ・調査会は、富良野市ではないのではないのか。
- ・審議会等に協議会がはいるのか。協議会(広域圏)では、公開非公開が随分もめる。他市町村が絡む協議会では、一つの自治体の条例ではいかない。しかし公表すれば経過がわかってもらえる。
- ・富良野市単独の協議会は含まれるが、広域圏の協議会は規約等によるところが大きく、参加や公開を一つの市町村が決められないため、含まれない。

委員の公募について

- ・介護認定審査会は法律で公表できないとしているし、公募もできないことになっている。
- ・都市計画審議会は公募していない(都市計画法には規制がない)。委員のなり手の問題もあるが、この参加条例を機に全ての条例で決められていることを見直す必要がある。
- ・公募できないことを明確にしておかなければならない。
- ・委員の男女比について、比率について盛り込むのがいいのか。女性が参加しやすい環境(託児所を設ける等)も必要。
- ・公募がない場合は、無理に集めているのが現状。
- ・審議会について言えば、その審議の性質から学識経験者による指名委員が主になるのが本来だと考える。そうであれば公募枠は少なく、欠員はとしてもいいのではないのか。
- ・逆にWSとかであれば、公募枠の拡大、全部公募でもいい。
- ・公募は何名以内とすればいいのか。
- ・定数を超えた場合は、理由を例示し規則で定める必要があるだろう。

<検討結果>

- ・第2項に参加の環境づくりについて盛り込み以下のとおりとする。
「2 前項に定めるものほか、市役所は、審議会等の委員の選考にあたっては、その男女比に配慮し、参加しやすい環境づくりに努めます。」

○ 第13条 会議の公開等について

<座長私案>

第13条 審議会等の会議は、正当な理由がある場合を除き、公開する。

2 市役所は、審議会等の会議の運営方法を定める条例、規則等の中で、その審議会等の会議を公開するかどうか区分を定める。

3 市役所は、審議会等の会議を傍聴しようとする者に対し、適切な利便を提供するよう努める。

<検討内容>

- ・市の他の条例には公開非公開の分けがあまりない。ということは原則公開でいい。

- ・介護保険では、道や国からの請求では審査会を見せた。一般市民からの請求はないが、もし請求があったとしても、例えば親族の介護認定の内容を公開できないだろう。
 - ・これからの時代、非公開ということについてはよほどの理由がある。
 - ・なぜ第1項で公表するとし、第2項でわざわざ規則をつくってまで公表できないことを区分するとしているのかよくわからない。2項は必要なのか疑問。
- (★石狩市に質問:第2項で公表できないことを規則で区分する必要性について)

<検討結果>

- ・第2項は不要。(石狩市の条例 要確認)

○ 第14条 諮問内容等の公開等について

<座長私案>

第14条 市役所は、原則としてその都度、審議会等に対して意見を求める諮問内容を公表する。

- 2 市役所は、審議会等の会議の予定を公表する。ただし、会議を公開しないとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは除く。
- 3 市役所は、審議会等の検討経過及びその結果を必要に応じて公表するものとする。

<主な意見>

会議録の公開について

- ・審議会の議事録はどこまで出しているのか、各部署によって温度差がある。
 - ・都市計審議会では、テープおこししているが、概略を記録としてとっている。
 - ・記名付の発言内容の公表は、都市計審議会は嫌がる人が多い。議員の場合は、記名がでると質問しづらいこともあるだろう。
 - ・発言の内容には、誰がという記名は必要か。
 - ・審議会委員は公職者である。当然発言内容には責任をもってもらいたい。
 - ・議事録として記名付は必要だが、公表するまで必要か。求められれば情報公開条例にもあるように、記名付をみせることは可能。
 - ・第3項は「必要に応じて公表する」ではなく、「公表する」で構わない。
 - ・第3項の公表の部分は通則で対応できないのか。
- (★アドバイザーに質問:個々の公表に関する規定を通則で対応することができるか否か)

委員発言への責任と報酬の関係について

- ・まちづくり条例研究会は、審議会等に入るか？ボランティア委員と報酬をもらっている委員とは区別したい。委嘱し報酬をもらっている委員にはそれだけの責任をもってほしい。
- ・連合町内会会議の委員は委嘱している。行政事務の一部を委託している。委嘱はお金を払うために行っている。行政事務交付金という形で出すことも可能。委嘱委員は条例制定前に整理が必要。

<検討結果>

- ・公表に関する規程を通則で対応できないのか確認。

○ 第15条 議事録の作成について

<座長私案>

第15条 市役所は、審議会等の会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした議事録を作成し、公表する。ただし、不開示情報についてはこの限りではない。

- (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴者
- (2) 会議の議題
- (3) 会議での検討に使用した資料等の内容
- (4) 会議における発言の内容又は議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

<主な意見>

- ・議事録を作成するのは問題ない。
- ・「議事録を作成し公表する」は、第9条の公表の方法に関連しているのであれば、必要ないのでは。
- ・ここでは、議事録が各部署でバラバラにつくられていたので、何を書くか統一した内容とするもの。

<検討結果>

- ・問題なし。

○ 第16条 パブリックコメント手続について

<座長私案>

第16条 市民意見提出手続における意見の提出方法は、その記録性を確保できる範囲で、可能な限り多様な方法で行うものとする。

- 2 市民意見提出手続における意見の提出期間は、1月以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があると

きは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を1月未満とすることができる。

3 提出された意見は、市の仕事に活かし、検討結果を公表するものとする。

<主な意見>

- ・「記録性の確保」とは何か・ペーパー、テープは問題ない。電話でも内容の確認を行えば問題ない。
- ・第3項の公表の部分は通則で対応できないのか。(第14条と同様)
(★アドバイザーに質問:個々の公表に関する規定を通則で対応することができるか否か)
- ・意見を提出する市民は、原則として住所・氏名は明らかにしてほしい。

<検討結果>

- ・公表に関する規程を通則で対応できないのか確認。
- ・意見提出者が住所・氏名を明らかにする規定を盛り込む。

○ 第18条 パブリックコメント手続の公表事項について

<座長私案>

第18条 市役所は、市民意見提出手続を行うときは、次の事項を公表するものとする。

- (1)対象とする市の仕事の内容
- (2)対象とする市の仕事の原案及び関連事項
- (3)意見の提出先、提出方法及び提出期限
- (4)意見を提出することができる者の範囲
- (5)第8条第2項の規定により行う検討結果の公表を行う予定時期
- (6)その他必要な事項

<主な意見>

パブリックコメントができる者の範囲と市民の定義の関係について

- ・市役所の仕事の原案とはどういうものか。石狩市の条例は「対象事案の処理方針についての原案」
- ・「(4)意見を提出することができる者の範囲」は、市民の定義とセットで検討が必要。
- ・石狩市の条例では「市民の定義」の規程がないため、パブリックコメントで意見を提出できる者の範囲を規程している。なぜ「市民の定義」を規程していないのか。石狩市の場合、札幌から通勤してくる職員も多い。となると、市民を住所の有無という考えにはならないのか。

(★石狩市に質問:市民の定義を規定していない理由)

パブリックコメント以前の意見の取り扱いについて

- ・原案策定前の意見収集のアンケートやWSは、その他の意見収集になる。

<検討結果>

- ・石狩市の条例で市民の定義を総則等で規定していないのは何故か確認。
- ・「市の仕事」は「市役所の仕事」で統一。

○ 第19条 公聴会開催の公表について

<座長私案>

第19条 市役所は、公聴会を開催するときは、(4)に掲げる意見の提出期限の1月前までに、次の事項を公表するものとする。

- (1)公聴会の開催日時及び開催場所
- (2)対象とする市の仕事の内容
- (3)対象とする市の仕事の原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (4)公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- (5)第8条第2項の規定により行う検討結果の公表及び予定時期
- (6)その他必要な事項

2 市役所は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その

<検討結果>

- ・「(4)公述人となることができる範囲」は、市民の定義とセットで検討が必要。(第18条と同様)

○ 第20条 公聴会の運営について

<座長私案>

第20条 公聴会は、市役所が指名する者が議長となり、実施する。

2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長が発する指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の機関が規則等で定める

<主な意見>

- ・公聴会の議長は、どういう人だろうか。行政が選ぶのか(水道料金で議会が公聴会を開いたことがあるが、行政による公聴会は今までに開催されていない。)

- ・公聴会は議会ではありえると思うが、行政の方で公聴会を開くことが起こりうるのか。
- ・合併判断ではありうるだろう。(アンケート・ワークショップ→審議会等→パブリックコメント→(それでもやっぱり意見は分かれた)→選択肢の一つとして公聴会は必要(最終判断))
- ・市の機関→市役所の機関

<検討結果>

- ・「市の仕事」は「市役所の仕事」で統一。

○ 第21条 調書の作成及び公表について

<座長私案>

第21条 議長は、公聴会を開催した都度、次の事項を記録した調書を作成し、市役所に提出します。

- (1)公聴会の開催日時及び開催場所
- (2)公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数
- (3)対象とした市の仕事の内容
- (4)公聴会で配布された資料の内容
- (5)公述人の発言の内容及び質疑の内容
- (6)その他必要な事項

2 市役所は、公聴会が終了したときは、前項の規定により提出された調書を公表する。

<検討結果>

- ・「市役所」を「市役所の機関」とするか、「市役所」の定義と併せて整理検討する。

○ 第22条 その他の市民参加手続について

<座長私案>

第22条 市役所は、その他の市民参加手続を行うときは、次の事項を公表する。

- (1)対象とする市の仕事の内容
- (2)その他の市民参加手続の内容
- (3)日時及び場所
- (4)対象とする市の仕事の原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- (5)その他の市民参加手続に参加することができる者の範囲
- (6)第8条第2項の規定により行う検討結果の公表を行う予定時期
- (7)その他必要な事項

2 前1の規定による公表は、緊急その他特別な理由があるときを除き、その他の市民参加手続を行う1月前までにを行う。

<主な意見>

ワークショップについて

- ・その他の市民参加手続では、ワークショップ(WS)は積極的に取り入れていったほうがいい。
- ・WSなどその他の市民参加手続として明記してはどうか。→WSのルールとして条立てが必要か検討。
- ・第7条(市民参加手続の内容と手続)で、参加手続の内容にWSも加えた方がいい。
- ・アンケート意識調査(総合計画)の実施を継続的にやれる方法を条例に位置づけていくべき。

<検討結果>

- ・WSのルールの条立について再検討
- ・第7条中、参加の手法にWSを明記する。

○ 第24条 市民参加手続の実施以外の方法による行政活動への市民参加の推進について

(第3章)

<座長私案>

第24条 市役所は、市民と市職員との対話の機会を設けるなど適切な方法により、行政活動に関する市民意見を積極的に把握するものとする。

2 市役所は、市民参加手続を経ずに提出された市民からの提案、要望、苦情等についても、その趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては、検討し、その結果を公表するものとする。

3 提案、要望、苦情等を提出する市民は、原則として住所、氏名を明らかにしなければならない。

<検討内容>

- ・これは「情報の共有」の条立てではないか。
- ・目的に合致ということになれば、第1条とセットしなければならない。
- ・情報の共有がないと市民参加が機能しないだろう。

<検討結果>

- ・「情報の共有」の規程に盛り込むよう検討

○ 第25条 市民参加手続調査審議会について(第4章)

<座長私案>

第25条 次に掲げる事項について市役所の諮問に応じ、又は市役所に建議するため、富良野市市民参加手続調査審議会(以下「調査審議会」という。)を置く。

- (1)この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2)この条例に基づく規則の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3)市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4)前3号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事

<検討結果>

・「行政活動」は「市役所の仕事」で統一。

○ 第26条 調査審議会の委員について

<座長私案>

第26条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 名以内で組織する。

- (1)学識経験者
 - (2)市内において活動する団体が推薦する者
 - (3)市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
 - (4)市職員
- 2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにする。
 - 3 市長は第1項第3号に掲げる委員の数が 名を下回らないこととなるよう努める。
 - 4 市職員である委員の数は、 名をこえることはできない。
 - 5 調査審議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は再任できる。

<検討内容>

調査審査会の構成について

- ・第1項(3)は市民の定義。市民の定義とセットで検討が必要。
- ・調査審議会は何名とするか。石狩市は15名、芽室町は15名。15名が多い。
- ・15名では多い気がするが、以内であれば良いのではないか。
- ・(1)(2)の人数限定しない。
- ・市の職員は必要か。どういう立場で入るのか。事務局や担当者は説明できるが、意見や決定に入れられないとなると、思い込みによる誤った判断がなされてしまう可能性がある。
- ・「なぜ参加手続をしなかったのか」ということであれば、市は説明すればいいけれど、条例の改廃など、行政の意見を市民の意見による議論が必要になる。石狩市はなぜ、市の職員をいれたのか。
- (★石狩市に質問:調査審議会に市の職員を含めた理由)
- ・男女別委員割合が4割の意味。男女共同参画をかなり意識したもの。4割に努めるor3割にする。
- ・「努める」では、結果0ということもありうる。努力規程では、女性の参加を促す環境整備さえも進まない。
- ・市内において活動する団体は、かなり多い。従来やり方では、連協や社会福祉協議会など、年寄りばかりになる。従来とは違った形で、NPOや郷土芸能保存会、子育てサークルなどを念頭に置くほうがいい。特に会長がでなければならぬということではないことを周知する必要がある。
- ・「公募5名を下回らない」でいいのではないか。
- ・市職員は3名(5分の1)
- ・残任はずっとできるのでいいのか。
- ・色んな人にかかわってもらう必要がある。長くなっても弊害がある。3期(6年)ではどうか？

<検討結果>

- ・調査審議会委員数は15名以内とする。
- ・男女別数は、総数の4割を下回らないように努めるとする。
- ・公募は5名、市の職員は3名。
- ・石狩市の条例の調査審議会に、市の職員をいれた理由を確認。

○ 第27条 会長及び副会長について

<座長私案>

第27条 調査審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、市職員である委員を除く委員のうちから、委員の互選により定める。
- 3 会長は、調査審議会を代表し、調査審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

<検討結果>

・問題なし。

○ 第28条 会議・第29条 庶務・第30条 委任について

＜座長私案＞

第28条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。

4 会長は、必要に応じ、会議に参考人の出席を求めることができる。

5 会議は、公開する。

第29条 調査審議会の庶務は、総務部企画振興課において処理する。

＜座長私案＞

第30条 この章に定めるもののほか、調査審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

＜座長私案＞

＜主な意見＞

・参考人は、市の担当職員（市民参加手続を行った担当部署）

＜検討結果＞

・問題なし。

○ 第31条 雑則について

＜座長私案＞

第31条 市役所は、この条例に定める市の仕事への市民参加を推進するための制度が市民の考え方を適切に反映したものとなるよう提言を改善等必要な措置を講ずる。

＜主な意見＞

育てる条例の規定について

・この条文の書き方では意味がわからない。

・これは条文を常に見直していこうとする「育てる条例」で、見直しを市が行うだけでなく、市民も改正を行えるという内容のもの。芽室町の条例がわかりやすい。

・雑則で定めるようなものではなく、総則なりで姿勢をしめしていくべきものだろう。

＜検討結果＞

・総則で規定する。

・芽室町のを参考に以下のとおりとする。

（制度の見直し）「市役所は、この条例に定める市役所の仕事への市民参加を推進するための制度が、市民の考えを適切に反映したものとなるよう、必要に応じ見直しを行う。

2 市民は、この条例の見直しについて、市役所に提案することができる。」

○ 附則について

＜検討内容＞

・施行規則(案)をつくって、第7条にあるように審議会・パブリックコメントにかけなければならない。

・審議会は交付の日から施行する。

・規則委任にしてはどうか。

＜検討結果＞

・附則については、事務局で整理してほしい。

(2) 第4回庁内検討ワーキングの日程等について

・平成16年 6月17日 13:30～17:00 議会説明員控室
議題:ワーキングの条例素案①について

・オフサイトミーティングは、6月17日(木)17:30～開催する。

3 閉 会